

## お知らせ 令和7年福岡県警察年頭視閲

- ◆ 日時 令和7年1月9日(木)  
14:00~15:00
  - ◆ 場所 福岡国際センター  
(福岡市博多区築港本町2-2)
  - ◆ 内容
    - ◇ 年頭視閲  
警察部隊分列行進・車両行進 など
    - ◇ 白バイ・パトカーとの記念撮影 など
- ※ 情勢によって、内容が変更となる場合があります。



## 🚒 歳末警戒実施中 🚒



事件・事故を防止して、よいお年をお迎えください。

### 事件防止

- ・ 不審者(車)を見たときは迷わず110番通報!
- ・ 扉、窓等の施錠徹底!
- ・ 家の外に燃えやすいものを置かない!

空気が乾燥しています、燃えやすいものは外に置かないように!  
また、ドロボウの足場になることも・・・



### 交通事故防止

- ・ 日暮れが早くなりました、車の運転手さんは早めにライトを点灯しましょう!
- ・ また、歩行者の方は反射材等を活用しましょう!
- ・ 自転車に乗る方はヘルメットをかぶりましょう!
- ・ かもしれない運転で事故防止!

当署管内では イノシシ、シカ 等野生動物との事故も多く発生しています。  
急に飛び出してくるので注意!



# 魚町交番

田川警察署  
0947-42-0110

## 令和6年11月1日 道路交通法の改正 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

### 📱 運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。  
(※手止りの状態は対象外)

違反者は、  
**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**  
交通の危険を生じさせた場合、  
**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

### 🍺 酒気帯び運転および酒助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
自転車の提供者は、  
**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
酒類の提供者・同乗者は、  
**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反覆して行った者は講習制度の対象となります。(※受講命令違反 5万円以下の罰金)

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、進路脇切し入り、安全確認義務違反、通行区分違反 等

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

## 管内の事故発生状況 (令和6年10月分)

### ● 事故発生件数

- 人身事故 6件
- 物件事故 54件

### ドライバーの皆さんへ

- ・ 横断歩道では歩行者の通行を優先しましょう。
- ・ かもしれない運転を心掛けましょう。



FUKUOKA POLICE  
**70th**  
ANNIVERSARY